



平成 26 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ー マ フ ー ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 武 祐
コ ー ド 番 号 2 9 2 9 (東 証 マ ー ジ)
問 合 せ 先 総 務 部 部 長 新 谷 義 信
T E L 0 7 5 - 3 9 4 - 8 6 0 0

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

平成 25 年 12 月に公表しました中期経営計画における業績目標の達成及び企業価値の更なる増大を目指すにあたり、当社取締役の貢献意欲及び士気を一層向上させることを目的に、取締役に対して有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は「II. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定める通り、予め定められた業績目標を達成した場合に、権利行使を可能とするものであります。業績目標の達成を権利行使の条件とすることで達成意識を高め、業績の向上及び企業価値の向上へ繋げることを目的としております。

本新株予約権の行使条件となる業績目標は、平成 25 年 12 月に公表しました中期経営計画の営業利益に補助金収入を加算したものとしております。補助金収入は、各省庁や各種公益団体等により行われる経済支援策の金銭面での給付であり、営業利益に補助金収入を加算した理由は以下のとおりです。

補助金収入にかかる費用は「販売費及び一般管理費」で計上され、受け取る補助金は「営業外収益」で計上されます。この点、営業利益のみを業績目標とした場合、費用、収益が対応せず、補助事業への取り組みが業績目標に対してマイナス要因として働きます。

当社では、昨年より創薬事業への本格展開を開始しており、今後は創薬事業をはじめ各研究開発活動において、従来にも増して補助事業への取り組みを積極的に行っていく方針です。昨年に公表いたしました中期経営計画では、補助事業の取り組みを考慮しておりませんでした。かかる状況により、当社の事業活動をより適切に反映する業績目標の設定として、営業利益に補助金収入を加えたものといたしました。

これにより、補助事業への取り組みに対する貢献意欲が一層高まり、当社の研究開発活動の

更なる推進に繋がるものと判断しております。(詳細は「Ⅱ. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に記載の (注) 新株予約権の行使条件を営業利益及び補助金収入の合計額とした理由」をご参照ください。)

さらに、本新株予約権は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の平均株価(当日を含む直近の 21 営業日の終値平均値)が一度でも行使価額の 50%を下回った場合、本新株予約権を行使することができないこととしており、株価下落についての責任を負う内容となっております。

業績目標の達成を権利行使の条件とするだけでなく、株価下落に際しても責任を負うことで、株主資本の価値を向上させる姿勢を有していることを明確にしているものです。

なお、本新株予約権が全て行使された場合、最大で 9.0%の希薄化が生じますが、本新株予約権は、業績目標の達成を行使条件としており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

13,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,300,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、700 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値 775 円/株、株価変動性 76.93%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.164%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 775 円/株、満期までの期間 6 年、業績条件、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 775 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年11月1日から平成32年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記に掲げる各判定期において、当社の営業利益及び補助金収入の合計額が、各判定期間における一定の金額（以下、「判定水準」という。）を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 判定期：平成27年7月期

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額1.5億円 行使可能割合：5%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額2.0億円 行使可能割合：15%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額2.5億円 行使可能割合：25%

(b) 判定期：平成 28 年 7 月期

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 3.36 億円 行使可能割合：5%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 4.48 億円 行使可能割合：15%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 5.6 億円 行使可能割合：25%

(c) 判定期：平成 29 年 7 月期

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 9.0 億円 行使可能割合：10%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 12.0 億円 行使可能割合：30%

判定水準：営業利益及び補助金収入の合計額 15.0 億円 行使可能割合：50%

なお、上記 (a) から (c) における業績条件の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成する場合、連結損益計算書）における営業利益及び補助金収入の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

注) 新株予約権の行使条件を営業利益及び補助金収入の合計額とした理由

当社は、研究開発活動を主たる事業活動としております。我が国では産業、経済支援・振興策として各省庁、各種公益団体等から様々な補助事業が行われており、当社ではこれら補助事業を積極的かつ有効に活用してまいりました。

補助金収入にかかる費用は「販売費及び一般管理費」で計上され、受け取る補助金は「営業外収益」で計上されます。この点、営業利益のみを業績目標とした場合、費用、収益が対応せず、補助事業への取り組みが業績目標に対してマイナス要因として働きます。

当社では、昨年より創薬事業への本格展開を開始しており、今後は従来にも増して補助事業への取り組みを積極的に行っていく方針です。昨年に公表しました中期経営計画では、補助事業の取り組みを考慮しておりませんでした。かかる状況により、当社の事業活動をより適切に反映する業績目標として、営業利益に補助金収入を加えたものとしたものです。これにより、補助事業への取り組みに対する貢献意欲が高まり、研究開発活動の更なる推進に繋がるものと判断しております。

営業利益及び補助金収入を業績目標とすることで、事業活動の実態に沿う業績目標の設定となり、これにより一層の貢献意欲を高め、更なる業績拡大へと繋げていくものです。

【ご参考：補助事業について】

我が国では産業、経済支援・振興策として各省庁、各種公益団体等により様々な補助事業が行われております。これら補助事業を活用することは、研究開発をはじめとする投資額の一部を補うことになり、投資のリスクの低減とともに、主催機関・大学その他組織等の第三者判断を経ることで、研究テーマの市場性・社会性を判断する重要な基準となります。当社では、積極的に補助事業に取り組んできており、これまで採択されたものとして、主に以下のものがあります。

(単位：千円)

事業テーマ名	管轄機関	期間	補助金収入額
「菌周病バイオフィルムを制御する鶏卵抗体の開発」	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター	平成 20 年～ 平成 22 年	105,600
「末梢血流改善から「体の冷え」を予防する機能性卵白ペプチドの開発」	経済産業省	平成 23 年～ 平成 24 年	18,468
「加齢に伴う筋力および筋肉量の減少（サルコペニア）を防ぐ機能性食品素材の開発」	財団法人京都高度技術研究所	平成 24 年～ 平成 25 年	2,000

【ご参考：直近 5 事業年度における営業利益及び補助金収入の額】

(単位：千円)

	H22/7	H23/7	H24/7	H25/7	H26/7
営業利益(△損失)	△63,947	△44,279	70,775	217,058	△28,131
補助金収入	44,686	42,265	16,362	1,781	9,555

*補助事業に要する費用は、「販売費及び一般管理費」に計上されております。

「補助金収入」は補助事業の内容により、費用の概ね 3 分の 1～3 分の 2 が補助されています。

- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の平均株価（当日を含む直近の 21 営業日の終値平均値）が一度でも行使価額の 50%を下回った場合は、その翌日以降、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 26 年 11 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 11 月 6 日

9. 申込期日

平成 26 年 10 月 28 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	金 武祚	6,500 個
	益田 和二行	2,600 個
	堀江 典子	2,600 個
	丸 勇史	1,300 個

以上